３歳から５歳までの障害のある子どもたちのための

児童発達支援等の利用者負担が無償となります

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについては、
対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- 児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 保育所等訪問支援

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、
「満3歳になって初めての４月１日から３年間」です。

無償化対象期間	対象者
2024年（令和６年） ４月 １日～ 2027年（令和９年） ３月31日	2020年（令和２年）4月２日～ 2021年（令和３年）4月１日生まれ
2025年（令和７年） ４月 １日～ 2028年（令和10年）３月31日	2021年（令和３年）4月２日～ 2022年（令和４年）4月１日生まれ
2026年（令和８年） ４月 １日～ 2029年（令和11年） ３月31日	2022年（令和４年）4月２日～ 2023年（令和５年）4月１日生まれ
2027年（令和９年） ４月 １日～ 2030年（令和12年） ３月31日	2023年（令和５年）4月２日～ 2024年（令和６年）4月１日生まれ

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくことになります。
※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

お問い合わせ先：徳島市 健康福祉部 障害福祉課
TEL:０８８－６２１－５１７１